

令和7年度消防用設備保守点検業務委託仕様書

- 1 委託業務名 令和7年度消防用設備保守点検業務委託

- 2 委託業務場所
鹿島市大字高津原462番地 佐賀県立鹿島高等学校赤門学舎
鹿島市大字高津原539番地 佐賀県立鹿島高等学校大手門学舎
藤津郡太良町大字多良4212番地6 佐賀県立太良高等学校
嬉野市塩田町大字馬場下甲1418番地 佐賀県立嬉野高等学校塩田校舎
嬉野市嬉野町大字下宿甲700番地 佐賀県立嬉野高等学校嬉野校舎
嬉野市塩田町大字五町田甲2877番地1 佐賀県立うれしの特別支援学校

- 3 業務内容
(1)消防法、同法施行令、同法施行規則、消防庁告示及び消防庁通知で定められた基準に基づく点検業務の実施
(2)建築基準法第12条第4項に基づく防火設備検査員による随時閉鎖式の防火設備の点検業務の実施
(3)点検後、法令で定められた点検結果報告書の提出、また必要に応じ消防署への提出
(4)学校が要請した場合の消防訓練時における技術者の派遣、指導協力
(5)簡易な調整及び修理等の実施(交換部品が生じる場合を除く)
(6)管理者及び防火管理者への指導及び助言
(7)消防用設備に異常及び故障が発生した場合の迅速な対応

- 4 対象設備 別紙のとおり

- 5 点検種別及び回数
① 機器点検 ……年1回
② 総合点検(機器を含む) ……年1回
③ 緊急保守(消防用設備に異常及び故障が発生した場合の対応)

- 6 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

- 7 支払方法 第1回目の点検業務及び4月～9月保守分を前期分、第2回目の点検業務及び10月～3月保守分を後期分として、各期間満了後、各学校へ請求する。各学校は適法な請求書を受理してから30日以内に支払う。

- 8 落札者の決定方法 委託予定6校舎の総額により落札者を決定する。

- 9 その他
(1)点検中、対象設備の数量が異なるなど実際の設備と仕様書の内容との相違を認識した場合、速やかに学校へ報告し、対応について協議すること。
(2)点検口がない、建築物や配管等が邪魔をしているなどの理由で検査できないものがある場合、速やかに学校へ報告し、対応策の助言を行うこと。
なお、点検口の場所が分からない場合は学校担当者に申し出ること。

別紙3

設備・機器名	学校名	鹿島高等学校赤門学舎		鹿島高等学校大手門学舎		太良高等学校		嬉野高等学校塩田校舎		嬉野高等学校嬉野校舎		うれしの特別支援学校	
		数量	備考	数量	備考	数量	備考	数量	備考	数量	備考	数量	備考
火災通報装置	火災通報装置											1	
ガス漏れ警報装置	ガス漏れ警報機	7										14	
	受信機	1										1	
	中継器												
	遮断弁												
その他	消防署への報告義務の有無		令和8年1月		令和9年1月		令和9年3月		令和9年3月		令和10年3月		毎年1月
	消防用水											3	

※1 上記で明示されていない機器、付属品類であっても、消防法等関係法令上又は設備の作動上必要なものについては、業務の範囲とする。

※2 自動火災報知設備の受信機については、常用及び予備電源装置を含む。

※3 消火器については、必要な放射試験を含む。

※4 消火栓については、起動装置(起動スイッチ)、起動押釦を含む。

※5 消火栓ホース耐圧試験については、10年経過後3年毎に実施する。

※6 加圧送水装置については、フートバルブを含む。

※7 自家発電設備については、負荷運転又は内部観察等を行うものとする。

※8 非常放送設備については、アンプ・増幅器・起動装置・電源装置・スピーカー等一式とする。

※9 防火扉・防火シャッターについては、自動開閉装置を含む。

※10 漏電火災警報設備については、ブザーを含む。

※11 火災通報装置については、本体・遠隔起動装置等一式とする。

※12 「個人情報を取り扱う事務の委託基準」に基づき、下記について留意すること。

(ア) 契約内容に個人情報の保護に関する特記事項があり、これに違反した場合は、指名停止等の措置を講ずることがあること。

(イ) 委託事務に従事する者又は従事していた者が、当該委託事務に関して知り得た個人情報を不正に提供又は盗用した場合などは、条例上の罰則規定

(第44条及び第45条)及びこれらの違反行為に関する両罰規定(条例第47条)に基づき処罰されることがあること。